

# 青森県報

第二百八十八号

令和三年  
三月二十六日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

- 青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一
- 青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則……………(同) ……一

### 告示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三

### 公告

- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……三
- 特定所有者不明土地の収用の裁定手続開始の決定……………(監理課) ……三

### 出先機関

- 青森県営農大学校の短期研修……………(営農大) ……四

### 公安委員会

- 青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則……………(総務課) ……五
- 指定講習機関の廃止……………(運転免許課) ……六

### 雑報

## 規則

○地方独立行政法人青森県産業技術センター試験船建造に係る一般競争入札……………

地方独立行政法人  
青森県  
産業技術センター

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二号

#### 青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一小沢団地の項中「二百十七戸」を「二百二十二戸」に改める。

#### 附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三号

#### 青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則(平成九年七月青森県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一小沢団地の項中「六戸」を「一戸」に改める。

#### 附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
社会福祉法人 社会福祉法人 人恵仁会	社会福祉法人 社会福祉法人 人恵仁会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の六二	居室介護	ホームヘルプサービスセンター ぽぽぽ	令和三年三月二十六日
社会福祉法人 社会福祉法人 人恵仁会	社会福祉法人 社会福祉法人 人恵仁会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の六二	重度訪問介護	ホームヘルプサービスセンター ぽぽぽ	〃
				十和田市稲生町四の二三第一田中ビル二階	
				十和田市稲生町四の二三第一田中ビル二階	

青森県告示第二百二十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山三二七の二 宮下 勝雄	泊区域 泊漁業協同組合の地区	総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として底はえなわ漁業
上北郡六ヶ所村大字泊字川原一八七の二 滝口 健司		
西津軽郡深浦町大字沢辺字山科一五の一 渋谷 安広	新深浦町第四区域	主として底建網漁業
西津軽郡深浦町大字沢辺字山科九四の一 鶴田 輝実	新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字沢辺の区域	

青森県告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、三戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和三年三月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
三戸町
- 二 都市計画事業の種類  
三戸都市計画下水道事業（三戸町公共下水道事業）
- 三 事業施行期間  
平成十七年六月一日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地  
1 収用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十五年十二月二十四日青森県告示第八百

七十六号)の事業地に変更なし。  
 2 使用の部分  
 都市計画事業計画の変更認可(平成二十五年十二月二十四日青森県告示第八百七十六号)の事業地に変更なし。

青森県告示第二百二十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、令和三年三月二十七日から施行する。

令和三年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「ごしょつがる農業協同組合三好支店	五所川原市大字鶴ヶ岡
「ごしょつがる農業協同組合五所川原支店	五所川原市字川端町
「ごしょつがる農業協同組合七和支店	五所川原市大字持子沢

を削る。

公 告

国土調査の成果の認証

平川市及び南部町が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名

平川市	高木尾上 新屋町	原富の一部 松下の一部 柴松の一部
南部町	麦沢 高橋 小泉 苦米地	家ノ向、内ノ沢、大久保、上木戸場、差和、下木戸場、地蔵前、外ノ沢、茨島、松山外 狐森、房久保、待井沢 小松沢、小松沢下平、白樺、中森、張渡、日計、櫓屋敷 上火焙、下火焙、西山、間木、間木ノ沢
		南田の一部 大野、上原 松久の一部

特定所有者不明土地の収用の裁定手続開始の決定

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第三十七条第二項において準用する同法第三十条第一項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地の収用についての裁定手続の開始を決定したので、同法第三十七条第二項において準用する同法第三十条第一項の規定により公告する。

令和三年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称及び住所

名 称	住 所
青森県	青森市長島一丁目の一

二 事業の種類

八戸都市計画画道路事業三・三・八号白銀市川環状線(尻内工区)

三 裁定手続の開始を決定した特定所有者不明土地の所在、地番、地目、地積等

所在及び地番	地目	公簿	実測	取用しようとする土地の面積

四 三の特定所有者不明土地の所有者の氏名、住所及び持分

八戸市大字尻内町字六百刈一七	田	二、九七五	二、九七五・一九	一〇・二三平方メートル
氏名	住所	持分		
清川侃三	八戸市大字上徒士町一七の一パルム惣門町三〇二	二分の一		
不明 ただし、公簿上の名義人 清川成四郎	不明 ただし、清川成四郎の職権消除された住民票上の最後の住所 八戸市大字尻内町字尻内二二の一二	二分の一		

五 三の特定所有者不明土地の確知関係人の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容

なし

六 裁定手続の開始を決定した年月日

令和三年三月十九日

### 出 先 機 関

青森県営農農学校告示第一号

青森県営農農学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月二十六日

青森県営農農学校長 佐々木 伸 幸

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

2 あおもり農力向上シャトル研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
農業安全研修	令和三年七月二十日 から 同日 三十日まで	六人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車免許又はけん引免許（いづれも農耕車のための研修に限る）の受検
農業機械整備研修	令和三年八月二日 から 同日 六日まで	六人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車免許又はけん引免許（いづれも農耕車のための研修に限る）の受検
特別研修	令和三年八月十六日 から 同日 二十日まで	六人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車免許又はけん引免許（いづれも農耕車のための研修に限る）の受検
特別研修	令和三年九月十三日 から 同日 十七日まで	六人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車免許又はけん引免許（いづれも農耕車のための研修に限る）の受検
特別研修	令和三年九月二十七日 から 同日 一日まで	六人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車免許又はけん引免許（いづれも農耕車のための研修に限る）の受検
特別研修	令和三年十一月八日 から 同日 十二日まで	六人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車免許又はけん引免許（いづれも農耕車のための研修に限る）の受検
特別研修	令和三年十一月十八日	十人	各市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度決定する。	トラクターの点検整備及び修理
シャトルコース	令和三年五月から 令和四年二月まで	五人	研修終了後に、県内で独立・自営就農又は農業法人等への雇用就農が見込まれる者	野菜等

リカレント コース	十五人	既に農家等で研修中の就農希望者又は就農後概ね五年以内の新規就農者及び農業者、雇用者 就農者
--------------	-----	--

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

- 1 農作業安全研修  
研修に使用する燃料等の実費相当額 三千円
- 2 あおもり農力向上シャトル研修  
テキスト代、免許・資格取得等に係る経費

公安委員会

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第三号

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会公文書管理規則（平成二十六年三月青森県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表（第十条関係）	改正後	別表（第十条関係）	改正前
保存期間満了後の 行政文書 措置		保存期間満了後の 行政文書 措置	

三年	五年	〔略〕
料 の 会 議 資 料	委員会の会議資料	警察法第四十三條の二に規定する事務に関する行政文書
存（公安委員会の会議に係る行政文書）	移管又は特定保存（公安委員会の警察の指示等に係る行政文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄）	警察法第七十九條に規定する事務に関する行政文書に重要な内容に認められるものにあつては廃棄）

三年	五年	〔同上〕
料 の 会 議 資 料	委員会の会議資料	警察法第四十三條の二に規定する事務に関する行政文書
存（公安委員会の会議に係る行政文書）	移管又は特定保存（公安委員会の警察の指示等に係る行政文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄）	警察法第七十九條に規定する事務に関する行政文書に重要な内容に認められるものにあつては廃棄）

[略]	
	書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては 廃棄)

[同上]	委員会 又は委員 会の委員 長若しく は委員宛 ての意見 、要望及 びその処 理に關す る行政文 書	警察法 第七十九 条に規定 する事務 に關する 行政文書	移管又は特定保 存(公安委員会の 苦情の申出等に關 する行政文書ファ イル等で、その内 容に重要性がない と認められるもの にあつては廃棄)	書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては 廃棄)
	廃棄			

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

青森県公安委員会告示第三十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の十の規定により、指定講習機関株式会社金木自動車学校の行う特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第十四条第二項の規定により告示する。

様式第2号(第15条関係) 移管・廃棄簿

年度	分類記号	行政文書ファイル名 (歴史公文書)	起算日	保存 期間	保存期間 満了日	媒体 種別	移管・ 廃棄の別	移管日 廃棄日	参考事項 保存依託先

移管・  
廃棄担当者 職 氏名

文書管理者  
確 認 職 氏名

様式第2号(第15条関係) 移管・廃棄簿

年度	分類記号	行政文書ファイル名 (歴史公文書)	起算日	保存 期間	保存期間 満了日	媒体 種別	移管・ 廃棄の別	移管日 廃棄日	参考事項 保存依託先

移管・  
廃棄担当者 職 氏名

文書管理者  
確 認 職 氏名

令和三年三月二十六日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

一 廃止する特定講習の種別

普通自動車免許、普通自動車二輪車免許及び原動機付自転車免許に係る初心運転者講習

二 廃止年月日

令和三年三月三十一日

雑 報

地方独立行政法人青森県産業技術センター試験船建造に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方独立行政法人青森県産業技術センター物品又は特定職務の調達手続に関する契約事務細則第六条第一項の規定により公告する。

令和三年三月二十六日

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 成 田 勝 治

一 一般競争入札に付する事項

1 製造する財産の名称及び数量

試験船 一隻

2 製造する財産の概要

(一) 船種 第一種小型漁船

(二) 船質 アルミ合金製

(三) 船型 甲板室を有する一層甲板船

(四) 長さ(垂線間) 約十七・五メートル

(五) 幅(型) 約四メートル

(六) 深さ(型) 約一・七メートル

(七) 計画満載吃水(型) 約一・一四メートル

(八) 計画総トン数 約十九トン

(九) 最大搭載人員 二十名

(十) その他 入札説明書及び仕様書による。

二 納入期限

令和四年二月二十八日

三 納入場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第二条第一項から第三項に規定する者に該当しないものであること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 青森県の定める物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登録業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、開札の時までの間に受けていない者であること。

4 開札の時までに青森県の定める指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 試験船を建造することができる自社屋内施設を有し、試験船の建造に使用できること。

6 過去十年間に、アルミ合金製の第一種小型漁船(総トン数二十トン未満)の建造実績を有する者であること。

7 漁業に関する調査、観測を目的とする調査船、試験船等の官公庁船の建造実績を有する者であること。

8 調達する試験船を建造することができる技術的能力を有すると認められる者であること。

9 調達する試験船に対し、長期にわたり迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)

を提出しなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に入札説明書に基づく関係書類を添えて令和三年四月十五日までに地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所に提出しなければならない。また、提出書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

東津軽郡平内町大字茂浦字月泊一〇

地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所ほたて貝部

電話 〇一七―七五五―二一五五

4 提出部数 一部

六 入札説明書の交付等、契約条項を示す場所及び問合せ先

東津軽郡平内町大字茂浦字月泊一〇

地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所ほたて貝部

電話 〇一七―七五五―二一五五

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和三年五月六日(時間は入札説明書による。)

2 場所

東津軽郡平内町大字茂浦字月泊一〇

地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所二階大会議室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第三十四条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

とする。

十一 契約の締結

1 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

2 契約書取り交わしの時期は、落札者を決定した日から七日以内とする。

十二 入札条件

入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products be purchased:

Research Vessel, 1 set

2 Time limit for tender:

6 May, 2021

(Please refer to a bid manual in time)

3 Contact Point for the notice:

Fisheries Research Institute

Scallop Research Section

Aomori Prefectural Industrial Technology Research Center



I O T u k i d o m a r i M o u r a  
H i r a n a i T o w n , A o m o r i 0 3 9 - 3 3 8 1  
J A P A N  
T E L 0 1 7 - 7 5 5 - 2 1 5 5

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円